

平成 30 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 31 年 4 月 19 日付け浜田市監査委員告示第 8 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第6 監査の結果

1 地域政策部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1)政策企画課	<p>ア 補助金の実績報告について</p> <p>空き家バンク登録物件改修事業補助金について、交付要綱第9条に補助金対象空き家の改修工事が完了したときには速やかに実績報告書を提出しなければならないとある。そのため政策企画課においては、申請者に改修工事完了後2週間以内に領収書を添付し実績報告書を提出するよう指導していた。支払を行い領収書がないと実績報告できないため、提出が遅延することがあるという説明だったが、工事が完了したのちの支払の補助としてみると、支払完了までが補助期間であるといえる。支払後2週間以内とすれば、申請者の負担を軽減し、また、利用しやすくするためにも、支払後2週間以内に実績報告をする取扱いとすることが望ましい。ただし、申請者が年度末までに支払を確実に終了し実績を提出されるよう留意し、遅い場合は提出を促されたい。</p>	<p>補助金の実績報告について、補助期間を支払い完了までとし、支払後2週間以内には実績報告をする取り扱いに改善します。</p>

4 市民生活部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
(1)環境課	<p>ア 補助金交付事務について</p> <p>平成29年4月から施行された猫の繁殖制限手術補助金について、浜田市補助金等交付規則に基づき手術をする者が事前に申請し、手術後実績報告を受けて補助金を支払う流れとしていたが、申請者の利便性と事務の簡素化を考慮し、平成30年度から手術後の申請で受付できるよう交付要綱を改正し、申請書と請求書を併合していた。これ</p>	<p>運用基準を管轄する財政課と協議し、当該事業を浜田市補助金等交付規則運用基準第11(5)において、補助金等の交付手続きの特例事業として、運用基準を一部改正し、改善した。</p>

	<p>は交付規則に定めていない手続のため、補助金交付手続の特例として、交付規則運用基準第 11 (5) の交付申請及び交付請求の併合、変更申請、着手届、完了届、実績報告及び確定通知の省略ができる補助金として挙げておく必要があるため、運用基準を管轄する財政課と協議し、適正な交付手続となるよう改善されたい。</p>	
	<p>イ 猫の繁殖制限手術補助金について</p> <p>猫の繁殖制限手術費補助金は、ふるさと寄附金を充当し、野良猫の増加を抑制する目的で、平成29年度から平成31年度までの予定で、1件あたりの補助限度額を5,000円として猫の不妊去勢手術費用を助成している。事業実績は、平成29年度は100件分の予算措置に対し、申請希望者が上回ったため追加補正し、合計200件の手術助成を行い、平成30年度は200件分の予算に対し年度途中で予定数に達し受付を終了している。一部助成のため妥当性があり、手術をする者に対する補助金であり申請数が多く必要性及び有効性が高いと思われるが、結果として成果が見えるまで期間がかかるため、ある程度継続的に行うことも必要であると考え。</p> <p>補助金の周知方法として、市ホームページの活用、市内動物病院の獣医との連携を行っているとのことだが、これらの方法に依らない人の需要も視野に入れ、他にも制度を知らしめる方法も検討されたい。</p>	<p>現在、当該制度の周知については、市ホームページや動物病院の獣医師との連携のほか、市報においても周知している。これら以外の周知方法については、今後、検討していきたい。</p>